

●本文 P.6 右段小見出し下

第1に、主要国は様々な論理を用いて、自国の競争法を「国外で行われた行為」にまで適用するようになっていく。通常、法の執行は管轄権が及ぶ範囲とされ、国内に限定される。しかし、米シャーマン法第1条の管轄権は国外にまで及ぶ。米司法省は、国外での調整行為であっても、その影響（効果）が米国に及べば、外国企業でも容赦なく摘発・起訴する。

（解説1）

米国では、1945年のアルコア事件（United States v. Aluminum Co. of America）での判決がきっかけとなり、「自国に効果が及ぶ場合」には、国内法を適用するという立場をとるようになった。いわゆる「効果主義」という考え方である。この事件では、アルコア社は、カナダ・欧州企業との間で行った調整は国外で為されたものであるため、米国の管轄権は及ばないと主張した。高 巖『ビジネスエシックス[企業倫理]』日本経済新聞出版社、2013年4月、199頁。

●本文 P.6 右段小見出し下 8行目

……欧州連合も状況は同じだ。域外での調整行為であっても、域内に影響が及べば、EU 機能条約第101条に基づき、サンクション（制裁）を課す。

（解説2）

欧州では、1988年のウッドパルプ事件での判決を受け、「域内に影響する場合、EU 競争法（EU 機能条約第101条）が適用される」と判断するようになった。判決は、属地主義に立ちながらも、実質的には「効果主義」と同じ立場をとったと言えよう。

高 巖『ビジネスエシックス』202頁。

●本文 P.7 左段小見出し上

加えて、域外適用を行わない国であっても、反競争的行為に関する情報を共有するようになっていること、特に米欧当局との情報共有が進んでいることを理解しておかなければならない。これにより、たとえある国の競争当局が法執行を控えても、情報を受け取った他の競争当局が（執行に合理性があれば）、自身の管轄権において法を執行することになるからである。

（解説3）

協力関係は、1991年の米 EC 二国間反トラスト協調協定の締結に始まる。これにより、ある事案が他方に関係するものであれば、その情報を他方と共有するようになった。また、定期的に会合を持ち、情報を共有するとともに、政策などに関し議論するようにもなった。その後、各国競争当局が類似の協調協定を締結し、今に至っている。

高 巖『ビジネスエシックス』202-203頁。

●本文 P.8 左段 1行目

EUにおいてもペナルティは桁違いに大きい。欧州委員会では「制裁金算定ガイドライン」に従って制裁金額を決定するが、その手順では、(1) 違反行為のあった製品の年間売上高の30%を基本制裁金額とし、(2) 違反があった期間（年数）をこの制裁金額に乘じ、(3) 最後に「エントリー料」（年間関連製品売上高の15~25%）を加算することが求められる。

（解説4）

ただし、最終的な制裁金額は、当該事業者の年間総売上高の10%以内とされている。たとえば、会社の年間総売上高が100億ユーロであると仮定した場合、10億ユーロが上限となる。

高 巖『ビジネスエシックス』207-208頁。

●本文 P.8 左段 2 段落目

ある会社が、過去 5 年間、特定商品のカルテルに加わり、その直近の関連年間売上高が 2 億ユーロであれば、制裁金額は 3 億ユーロとなる。これにエントリー料（仮に 20%）として「2 億ユーロ × 0.2」を加えると、最終の制裁金額は 3.4 億ユーロとなる。ここでも、関連売上高が基準となるため、最終制裁金額は莫大なものとなる。

これと関連し強調すべきは、グローバル企業の場合、ある国における摘発は、他国競争当局による重層的な捜査・起訴を促し、ペナルティの連鎖を引き起こすということである。

（解説 5）

2011 年以降、自動車部品に係わるカルテル事件で、米当局は、多くの日本企業、日本人社員を起訴している。日本は、これまで独禁法違反者の引き渡しに後ろ向きであったが、個人として自発的に禁固刑に服する者も出ている。国内にとどまる限り、国外逃亡で時効が中断するため、また米国との間で犯罪人引渡し条約を結ぶ他国に入国した際、そこから米国に強制送還される可能性があるため、自発的に刑に服しているものと考えられる。

●本文 P.8 右段 3 段落目

さらに 99 年には「アムネ스티・プラス」と呼ばれる手法を正式導入し、摘発能力を大幅に改善している。アムネ스티・プラスとは、問題製品（たとえば、液晶パネル）に係わる申告が遅れ、減免措置を受けられない場合でも、その企業が、内部調査により、別製品（リチウム電池など）でのカルテル行為を発見し、これを（他社に先駆けて）申告すれば、ここでの問題製品と別製品の双方で減免を受けられるという仕組みである。

（解説 6）

これには「ペナルティ・プラス」という逆のインセンティブがあることも強調しておきたい。すなわち、内部調査により、別のカルテル行為を把握したにもかかわらず、当局にこれを申告せず、後に問題が発覚すれば、当該企業は、取引額の 80%以上の罰金を科されることになる。高 巖『ビジネスエシックス』212 頁。たとえば、2014 年 2 月、米当局は、エンジン振動防止ゴム・カルテルを結んでいたとし、ブリヂストンに 4 億 2500 万ドル（430 億円）という桁違いの罰金を科している。これは、同社が、2011 年 10 月、マリンホース・カルテルで罪を認めた際、防止ゴム・カルテルに関する申告を行わなかったためとされている。Department of Justice, “Bridgestone Corp. Agrees to Plead Guilty to Price Fixing on Automobile Parts installed in U. S. Cars,” For Immediate Release, February 13, 2014, p. 1.